

うきは市農業委員会第11回総会議事録

〔開催日時〕 令和7年1月10日（金）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 非農地判断（非農地証明願い）について

議案第5号 非農地判断（荒廃農地の非農地判断）について

議案第6号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

報告第4号 農地台帳登願いについて

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸	
副会長	15番	家永 学	
委員	1番	樋口 美智子	9番 野村 啓次
	2番	古賀 和妃郎	10番 佐藤 康成
	3番	山下 智	11番 石井 信一
	4番	樋口 幸代	12番 森 和正
	5番	内山 良江	14番 高浪 眞次
	6番	上村 泰司	
	7番	後藤 一善	
	8番	尾花 里美	

欠席委員 13番 熊谷 正二

（農業委員会職員）

課長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 佐藤 光亮

会長 挨拶

事務局 長 それでは議案審議報告に入らせていただきます。
これよりは農業委員会規則により会長が議事進行をお願いしたいと思います。
会長よろしくお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名人を 7 番委員 8 番委員さんをお願いしたいと思います。
それでは議案第 1 号農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転等許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第 1 号－1 上程)

事務局 (議案第 1 号－1 朗読・説明)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所は竹重ということですかね。6 日の日に第 1 分科会で見に行っていております。現況は駐車がされるようになっていきます。以前は野菜などを庭でされておりましたがやむを得ないと皆様のご意見をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5 番 親から子への間移転ということです。奥の方の家がご両親の家で、その手前に家を建てるということで、この場所からしても集落の中になっていますので、何ら問題はないと思います。ご審議の程お願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。採決に入ります。
第 5 議案第 1 号－1 について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
それでは議案第 1 号－2 を議題とします。
(議案第 1 号－2 上程)

事務局 (議案第 1 号－2 朗読・説明)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 現在、基礎工事完了しております。東側には農作業用の施設を使われており西側には駐車場が必要だということでそこに 10 台ほどの駐車場をするという申請です。北側が国道で整備しておりきちっとされておりますので、特に心配はないと思いますけれども、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当者は私ですので私の方から説明いたします。

1 6 番 譲受人は、柿を 4 町近くほどしている農家でございまして、年齢もちょうど 50 代でまだ若手ということで、経営拡大を目指しております。今まで柿の選別等を自宅でやっておりましたがなかなか広いところがないということで農業用施設ということで駐車場も含めて今回の申請になっております。特に問題は

ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 1 号－ 2 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第 2 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転

許可申請について議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 1 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 1 朗読・説明)

議長 それでは担当が私ですので、私の方から説明をいたします。

16 番 この農地に関しては、現在ほとんど手が入れられてないような状態であり譲渡人から譲受人へ買っていただけないかという相談があったそうでございます。譲受人は、耕作面積も多く外国人まで雇って農業をしている状態ですので特に問題はないと考えております。ご審議の程をお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号－ 1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので許可といたします。

それでは議案第 2 号－ 2 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 2 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 2 朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3 番 こちらは、後継者がいないということで売買に至ったようです。譲渡人は、経営規模拡大ということで何ら問題ないと思われて思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号－ 2 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ですので許可といたします。

それでは議案第 2 号－ 3 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号－3上程)

事務局

(議案第2号－3朗読・説明)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

11番

先ほど説明がありました通り譲渡人と譲受人については、いとも関係にあります。譲受人の、住居の横が申請地になっておりまして、現在譲受人が周りの畑の管理をやっております。今回ですね、譲渡人がどうしても農業ができないということで、譲受人に売買するということになってます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

はい質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号－4議案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということでいたします。

それでは議案第2号－4議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号－4上程)

事務局

(議案第2号－4朗読・説明)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

11番

譲渡人は譲受人の義理の弟であり贈与として今回申請されております。もともと譲受人の夫が、申請地を管理しておりましたが去年に夫が亡くなり代わりに奥さんの方が贈与を受けるということです。今までの管理は、亡くなられました夫がみかんやきゅうりを耕作しており今後は奥さんの方が引き継ぐということです。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号－5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号－5上程)

事務局

(議案第2号－5朗読・説明)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

3番

譲渡人譲受人の関係は親子関係で生前贈与されるということです。住まいは田主丸ですが今まで通りできるだけ荒らさないようにするということをおっしゃいました。特に問題もないと思います。皆様の審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号上程)

事務局 (議案第3号朗読・説明)

議長 事務局より説明がありました。何か皆さんからご質問はありませんか。

(質疑なし)

それでは質疑なしということで採決に入ります。

議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り市長の方へ報告したいと思います。

それでは議案第4号非農地判断(非農地証明願い)について議題とします。

1番の説明をお願いいたします。

(議案第4号-1上程)

事務局 (議案第4号-1朗読・説明)

議長 現地確認をしておりますので、分科会より意見を求めます。

分科会長 申請地は28㎡の土地です。現況も雑種地であり特に問題はないと思います。審議をよろしく願いいたします。

議長 はいそれでは質疑に入りたいと思いますという方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第4号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで、議案通り非農地として判断いたします。

それでは議案第4号-2号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-2上程)

事務局 (議案第4号-2朗読・説明)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 現況は家が建っております。新しく家を建て直すということで始末書も提出されており問題ないと思いますので、皆さんのご意見を聞き、よろしくお願いいたします。

議長 担当が私ですので私の方から説明をいたします。

16番 分科会長の申しましたように、新しく家を建て直すことになり、農地に家が建っていたということに気づき数十年前から現在のような状態のままということをやむを得ないと考えておりますご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしということで採決に入ります。

議案第4号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということでいたします。非農地として判断いたします。

それでは議案第4号-3・4は申請者が同じですので一緒に行きたいと思えます。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-3・4上程)

(議案第4号-3・4朗読・説明)

事務局

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 こちらの申請地は数十年前から自宅の一部として使っていたということで致し固いと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます採決に入ります。1個ずついきますのでよろしくお願いいたします。議案第4号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地として判断します。

議案第4号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地として判断いたします。

それでは議案第4号-5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号-5上程)

(議案第4号-5朗読・説明)

事務局

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地の現況は庭になっており北側は宅地です。以前からということで致し方ないと思います。ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当の樋口委員の意見を求めます。

1番 現在誰も住んでおりませんので、息子さんが今久留米市の方におられるので手入れなど管理はちゃんとされておりました。特に問題ないと思いますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- はい質疑なしと認めます。議案第 4 号－ 5 について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで非農地として判断いたします。
- それでは議案第 5 号非農地判断（荒廃農地の非農地判断）について議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第 5 号上程)
- 事務局 (議案第 5 号朗読・説明)
- 議長 説明が終わりましたこれについては分科会を 2 班に分かれて現地調査行っておりますのでまず分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 現地確認をしましたが、もう手も入っていないようなところですのでやむを得ないと思っております。ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは分科会の方の説明をお願いいたします
- 6 番 分科会長と同じで見ていただいた通り、人の手が入っていない状況でした。再瀬困難であり仕方ないかと思われま。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- なければ採決に入ります。議案第 5 号について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということ農業委員会としてはこの農地を非農地として判断いたします。それでは議案第 6 号議案農業振興地域整備計画の変更について議題とします。農政係の説明を求めます。
- (議案第 6 号上程)
- 農政係 (議案第 6 号朗読・説明)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 この場所は国道が石才駅の前に 215 円しております。その国道の北側でもう 1 回の日に見に行ったんですけどもきちんと整備されて、周りには千穂のうちともありますけどもやむを得ないと思います。でも皆さんの審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- はい質疑なしと認めます。
- 採決に入ります議案第 6 号に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- はい、全員賛成ということで市長の方へ報告いたします。

それではこれより報告事項にしたいと思います。

(報告第1・2・3・4号上程)

事務局

(議案第1・2・3・4号朗読・説明)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印